

建設産業イメージアップ推進SNS広告配信業務委託企画提案競技審査委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は建設産業イメージアップ推進SNS広告配信業務委託企画提案競技審査委員会(以下「審査委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審査委員会は、別に定める要領に基づき、委託候補者の選定を行う。

(組織及び委員の任期等)

第3条 審査委員会の委員は、建設部建設産業振興統括監、建設政策課長及び建設政策課政策監の3名をもって構成する。

2 委員は、必要に応じ、追加して委嘱することができる。

3 委員の任期は、委嘱の日からその属する年度の3月31日までとする。

4 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(運営)

第4条 審査委員会に委員長を置き、委員長は建設部建設産業振興統括監をもって充てる。

2 委員長は会務を総理し、審査委員会を代表する。

(会議)

第5条 委員長は、審査委員会の議長を務める。

2 審査委員会は、委員全員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

4 審査委員会は、議事に関係ある者を会議に出席させて説明を求めることができる。

5 会議は非公開とする。

(決議の省略)

第6条 審査委員会の目的である事項について委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項について可決する旨の審査委員会の決議があったものとみなす。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、審査内容について必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見を聴取することができる。

2 委員長は、審査内容について必要があると認めるときは、庁内関係課所等に書面により意見を聴取することができる。

(事務局)

第8条 審査委員会の事務局は、建設部建設政策課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則 (令和7年6月23日 建政-530)

この要綱は、令和7年6月23日から施行する。